

第37回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年6月21日(水) 午後4時から午後5時00分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	内田紀吉		
委員	1番	白石敏雄	2番	鈴木英子
	3番	齋藤典子	4番	和氣操
	5番	格和薫	6番	大島正良
	7番	平久井順一	8番	増渕由男
	9番	渡邊浩正	10番	永島誠一
	11番	齋藤好友	12番	石下福一郎
	13番	八木澤寛夫	14番	柳田実

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (5) 非農地証明願いについて
- (6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (7) 農地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
- (8) 全国農業新聞の普及推進に関する申し合わせ決議について
- (9) 農地利用最適化推進委員の決定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	村上 治良
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

8 会議の概要

- 内田会長 本日は、ご苦労さまです。任期最後の委員会となります。出席委員が15名であり、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、ただいまから第37回矢板市農業員会総会を開催します。
- 議 長
(内田会長) これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。
会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)
- 議 長 ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、1番白石委員、14番柳田委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)
- 議 長 異議なしと認め、1番白石委員、14番柳田委員を議事録署名委員といたします。
続いて、付議事件(2) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局長 それでは、議案書の1ページをご覧ください。(議案書により説明)
議案第1号は、経営規模拡大のため申請した案件です。議案第2号も、経営規模拡大のため申請した案件です。議案第3号も、経営規模拡大のため申請した案件です。以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
次に、雨の中、ご苦労様でした。本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班第4班、班長6番大島委員にお願いします。
- 6番大島委員 6番の大島です。本日午前9時00分から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法第3条を3件、農地法第4条を2件、農地法第5条を5件、非農地証明願い2件の計12件の現地調査を実施いたしました。何ら問題ないと見て参りましたが、詳細については、各当番委員が報告します。また議案第5号と第9号については、事務局より詳細な説明があります。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、引き続き6番大島委員にお願いします。

6番大島委員

6番の大島です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

農地法第3条で経営拡大が目的ということで、何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、引き続き6番大島委員にお願いします。

6番大島委員

6番の大島です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

こちら、農地法第3条で経営拡大が目的ということで、何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、引き続き6番大島委員にお願いします。

6番大島委員

6番の大島です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

こちら、農地法第3条で経営拡大が目的ということで、何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは議案第1号から第3号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(ありませんの声有り)

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

それでは、議案第1号について原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(3) 議案第4号、第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の2ページをご覧ください。(議案書により説明)

議案第4号は、駐車スペースなど、現在の宅地を拡張するため申請し

た案件です。議案第5号は農産物集荷所、選別所を建設するため申請した案件です。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、議案第4号の現地調査の詳細な報告を、5番格和委員にお願いします。

5番格和委員

5番の格和です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第4号は、宅地拡張ということですが、隣接が自宅であり、何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、3番齋藤委員にお願いします。

3番齋藤委員

3番の齋藤です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第5号は、イチゴの集荷所、選別所の農業用施設ということ、また、すぐにでも建設したいとのことで、やむを得ないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。また、事務局から補足説明があるとのことですので、事務局よりお願いします。

事務局

農業用施設などの地域の農業の振興に資する施設は、農地転用の不許可の例外に当たると思われ、やむを得ないと思われま。

議 長

それでは議案第2号、第3号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

1番白石委員

1番白石です。転用目的が違う場合はどうなるのですか？

議 長

事務局説明をお願いします。

事務局

この場合、他の農業用施設であれば、他法令を遵守することを条件に計画の変更の手続きしてもらい、また、全く申請と違う目的に供された場合は、現況復帰の指導となります。告発することとなると、違反転用は個人で3年以下の懲役または、300万円以下の罰金、法人で1億円以下の罰金となります。

議 長

他にございませんか？

(ありませんの声有り)

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

それでは、議案第4号、第5号について原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(4) 議案第6号から第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の3ページをご覧ください。(議案書により説明)
議案第6号は一般住宅を建設するため、議案第7号は太陽光発電設備を設置するため、議案第8号は一般住宅を建設するため、議案第9号は農産物集荷場、選別所、体験農園の駐車場を整備するため、議案第10号は新設の鶏舎を建設するため申請した案件です。以上です。

議 長

ありがとうございました。次に議案第6号の現地調査の詳細な報告を、5番格和委員にお願いします。

5番格和委員

5番の格和です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

周りも住宅化しており、やむを得ないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に議案第7号の現地調査の詳細な報告を、引き続き5番格和委員にお願いします。

5番格和委員

5番の格和です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

周りも住宅か山林となっており、やむを得ないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に議案第8号の現地調査の詳細な報告を、3番齋藤委員にお願いします。

3番齋藤委員

3番の齋藤です。現地案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

周りは住居地域であり、やむを得ないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に議案第9号の現地調査の詳細な報告を、引き続き3番齋藤委員にお願いします。

3番齋藤委員

3番の齋藤です。現地案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

先ほどの農業用施設のための駐車場ということで、やむを得ないと思われませんが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございます。次に議案第10号の現地調査の詳細な報告を、10番永島委員をお願いします。

10番永島委員

10番の永島です。現地案内図の8ページをご覧ください。

申請者は、高原養鶏場の代表取締役であり、現在隣接地で、養鶏場を営んでいるので問題ないと思われますが、ご審議をお願いします。

議 長

それでは議案第6号から第10号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(ありませんの声有り)

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

それでは、議案第6号から議案第10号について原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(5) 議案第11号、第12号 非農地証明願いについてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の4ページをご覧ください。(議案書により説明)
議案第11号は、昭和52年頃に住宅敷地と一体として使用している案件です。議案第12号は昭和18年頃に倉庫を建て、現在は住宅を建て、宅地の一部として使用しているという案件です。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、議案第11号の現地調査の詳細な報告を、10番永島委員をお願いします。

10番永島委員

10番の永島です。現地案内図の9ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第11号は、住宅や宅地の進入路になっており、やむを得ないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございます。次に議案第12号の現地調査の詳細な報告を、同じく10番永島委員をお願いします。

10番永島委員

10番の永島です。現地案内図の10ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第12号は、現在は、庭木が立ち、宅地の一部となっています。
やむを得ないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは
議案第11号、第12号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(ありませんの声有り)

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

それでは、議案第11号、第12号について原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(6) 議案第13号から第32号 農
用地利用集積計画に係る意見決定を議題に供します。事務局の説明を
求めます。

事務局長

それでは、議案書の5から7ページをご覧ください。

【議案第13号から議案第32号を議案書をもとに朗読】

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第13号から第32号について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(質問、意見なし)

議 長

議案第13号から議案第32号について、原案のとおり決定してよろ
ですか。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続きまして、付議事件(7) 議案第33号 農地利用配分計画(案)
に係る意見聴取についてを議題に供します。ここで、農業委員会等
に関する法律第31条第1項により、4番和氣委員の退室を求めます。

(和氣委員退室)

議 長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の8ページをご覧ください。

【議案第33号を議案書をもとに朗読】

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第33号について、質疑・意見等がございましたら
お受けします。
(質問、意見なし)

議 長 議案第33号について、原案のとおり決定してよろしいですか。
(異議ありませんの声有り)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
議案第33号が終了しましたので、4番和氣委員の入室を求めます。
(和氣委員入室)
続いて、付議事件(8) 議案第34号 全国農業新聞の普及推進
に関する申し合わせ決議(案)について議題に供します。

事務局長 それでは、議案書の9ページをご覧下さい。
すべての農業委員会に対し、農業会議を通じて公文書が回りました。
【議案第34号を議案書をもとに朗読】

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第34号について、質疑・意見等がございましたら
お受けします。

11番齋藤委員 11番齋藤です。この決議については、農業委員だけではなく、農地
利用最適化推進委員という名称も入っているので、今回でなく次回の
案件でよいのではないのでしょうか。
(暫時休憩)

議 長 では、7月の総会にまわすことにいたします。続いて、付議事件(9)
議案第35号 農地利用最適化推進委員の決定について議題に供しま
す。

事務局長 それでは、議案書の10ページをご覧下さい。
農地利用最適化推進委員は今回の改選前の農業委員会にて決定し、次
回の新体制の農業委員会で委嘱します。
【議案第35号を議案書をもとに朗読】

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第35号について、質疑・意見等がございましたら
お受けします。
(ありませんの声有り)

議 長

議案第33号について、原案のとおり決定してよろしいですか。
(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
以上で、本日の審議事項を終了することができました。
その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

・昨年許可になった農地法3条の取消願が提出されました。申請者本人は農地法第5条での転用が目的でしたが、行政書士の不手際で農地法第3条の許可を取り、農地法第4条で転用する予定としていました。このままでは、最低3作はやっていただくことになり、すぐに転用できなくなるため、今回の取消しの運びとなりました。

議 長

それでは以上を持ちまして、第37回農業委員会総会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

内 田 紀 幸

議 事 録 署 名 委 員

白 石 敏 雄

議 事 録 署 名 委 員

柳 田 実